

大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る
第2回庁内検討委員会及び作業部会 意見要旨

○開催日：平成25年8月1日（木）午前10：00～11：45

○意見要旨

【導入目的と効果】

・導入の目的と効果を明確にすること。特に工業地域においては、住工調和の視点も含めて検証すること。

【商業地域の賑わい】

・高さ制限の方向性に「商業地域の賑わい、活性化」という文言を入れること。

【工業地域】

- ・工業系用途地域について、「住工調和」の考え方を取り入れること。
- ・工業地域のうち、下丸子を除外する理由を精査すること。
- ・工業地域における適用の手法（集合住宅のみ規制するなど）を検討すること。

【紛争】

・建築紛争の状況について、審査請求案件を基準として再整理すること。

【規制値】

・規制値設定の根拠を整理すること。

【追加調査】

- ・規制値と現況との乖離がないか、m単位でのサンプル調査で確認すること。
- ・中高層建築物の実態を把握するため、低層を母数から除いた調査を行うこと。

【その他】

- ・住工調和や商業地域の容積率未活用の問題など、様々な要素が絡んでいる中で高さ制限に出来ることには限りがある。他の制度との関連を整理すること。
- ・幹線道路沿いにおける延焼遮断帯としての高さ制限という考え方もある。